

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 9 月 1 3 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の  
一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療  
主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0913第1号  
平成25年9月13日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の  
一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、公知申請を行っても  
差し支えないとの結論が得られた別添の医薬品については、結論が得られた日から当該  
品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量を保険適用としたところでは  
（平成25年2月7日付け保医発0207第1号、平成25年4月25日付け保医発0425第1号及  
び平成25年5月28日付け保医発0528第1号厚生労働省保険局医療課長通知「公知申請に  
係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」）。

本日、別添の品目において薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基  
づき、追加が予定された効能・効果及び用法・用量の一部変更承認がなされたため、課  
長通知によらず保険適用が可能となったことから、平成25年2月7日付け保医発0207第  
1号、平成25年4月25日付け保医発0425第1号及び平成25年5月28日付け保医発0528第  
1号厚生労働省保険局医療課長通知は廃止することとするので、貴管下の保険医療機関、  
審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。

(別添)

1. 平成25年2月7日付け保医発0207第1号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」  
一般名：プレドニゾロン  
販売名：プレドニン錠5mg  
会社名：塩野義製薬株式会社
2. 平成25年4月25日付け保医発0425第1号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」  
一般名：ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子  
販売名：フィブロガミンP静注用  
会社名：CSLベーリング株式会社
3. 平成25年5月28日付け保医発0528第1号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」  
一般名：ヨード化ケシ油脂肪酸エチルエステル  
販売名：リピオドール480注10mL  
会社名：ゲルベ・ジャパン株式会社